

浪速区の学校選択制について

学校選択制について

大阪市教育委員会では、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、子どもや保護者の意向に応え、各区の実情に即した本市小中学校の就学制度の改善を図る必要があるとの結論により、学校選択制の制度化と指定外就学の基準の拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を、平成24年10月にとりまとめました。

この方針のもと各区長が検討を行い、区の実情や区民の意向に即した方針案を策定し、各区で学校選択制を実施しています。

浪速区では、通学する学校を選択できるという、子どもや保護者の権利を拡大するとともに、子どもや保護者が意見を述べ、学校を選択することにより、子どもや保護者が学校教育に深い関心をもち、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりが進み、学校の教育力が向上することを目的として平成30年度入学生より中学校の学校選択制を、平成31年度入学生より小学校の学校選択制を実施しています。

学校選択制では、現在の通学区域を保障したうえで、小学校・中学校に入学する際の1回のみ、通学区域外の学校への入学を希望することができます。

また、同和問題（部落差別）、障がい者、LGBT、国籍・民族などを理由とした偏見、事実と異なる風評など、いわれなき忌避意識をもって就学する学校を選択することはあってはならないことであり、適切な学校選択が行われるよう、引き続き人権啓発を推進してまいります。

学校選択制の対象者

浪速区内にお住まいの方で、令和9年4月に入学予定の「小学校新1年生」及び「中学校新1年生」が対象です。

選択できる学校の範囲

自由選択制…通学区域の学校を含めて、浪速区内のすべての市立小学校及び市立中学校を希望選択できます。

選択制(抽選時)における優先

○きょうだい関係(小学校・中学校)

選択制により通学区域外の学校に入学した兄や姉が在学する学校で、その弟や妹が同じ学校への就学を希望する場合、優先扱いとします。(小中一貫校を除く)

○進学中学校(中学校のみ)

選択制により通学区域外の小学校に就学し、その小学校の進学中学校を希望する場合、優先扱いとします。

※通学区域の学校を希望する場合は、必ず入学できます。

※双子など新1年生同士のきょうだいの場合は、申請により1組として取り扱うことができます。

通学区域外からの受入可能人数(目安)について

通学区域外からの選択希望者が、各学校の受入可能人数を超えた場合は抽選となります。
通学区域外からの受入可能人数の目安は、30～31、46～47ページをご覧ください。

学校選択の方法

第1希望のみ選択できます。

「学校選択制希望調査票」に就学を希望する学校名などを記入し、区役所に提出してください。

※記入要領・記入例については、12～13ページの「学校選択制希望調査票記入例」をご確認ください。

通学の安全確保について

○通学は原則徒歩で、自転車の利用や自家用車による送迎は禁止されています。

○通学時における安全確保は、保護者責任となります。通学経路や通学時間等を考慮し、卒業まで無理なく安全に通学できる学校を希望してください。

学校選択制の希望調査について

○浪速区に住民登録がある令和9年4月の新入学予定者の保護者のみなさまに、本冊子「学校案内」及び「学校選択制希望調査票」を送付しています。

○「学校選択制希望調査票」に就学を希望する学校名など必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒で**令和8年10月30日(金)**までに区役所に到着するよう、必ず提出してください。

○**通学区域の学校を希望する場合も、必ず「学校選択制希望調査票」を提出してください。**

※国立・私立・特別支援学校等への入学を予定されている場合も、ご提出をお願いします。

「学校選択制希望調査票」の提出について

提出期限：**令和8年10月30日(金) 必着**

※同封の返信用封筒を利用し、切手を貼らずに投函してください。

※国立・私立・特別支援学校等希望している場合でも、結果によって、本市の学校選択制を利用する際には、希望調査票の学校選択制希望欄に希望する学校を記載する必要があります。

なお、記載がない場合につきましては、校区の学校が希望選択校として指定されることとなりますのでご注意ください。